

2017年3月作成

ジェトロ・パリ事務所

法務・税務セミナー概要（2017年2月1日開催 於パリ）

講師：アルテミッド・コンセイユ ジャパンテスク

テーマ：＜税務・労務の新措置とその他（滞在許可証など）＞

I. 労務関連新措置

1) 労務に関連する基本の数字（2017年）

社会保障費計算の際に基準とする限度額は、月額 3,269 ユーロ、年額 39,228 ユーロ。最低賃金は、時給 9,76 ユーロ、月給 1,480.30 ユーロ。食券の企業負担分は最高 5.38 ユーロ額面の 50-60%を企業が負担。これを超えると現物支給とみなされ、給与となる。

2) 電子給与明細

給与明細の記載内容が従業員 300 人以上においては 2017 年 1 月から変更された。2018 年 1 月から全企業対象。従業員の反対がない限り、雇用主は電子給与明細を発行できる。明細は 50 年間、75 歳までアクセス可能である。就労個人勘定（CPA）の中に電子給与明細も入れる予定である。

3) 雇用奨励金

中小企業雇用促進のための奨励金制度が 2017 年 6 月 30 日まで延期された。ただし、初めて従業員を雇用する場合は 2016 年末で終了した。250 名未満の企業が無期限、もしくは 6 ヶ月以上の有期限で従業員を採用、かつ給与が最低賃金の 1.3 倍（1,924.39 ユーロ）の場合、1 年間に 2,000 ユーロの奨励金を得る。四半期毎の支払いでパートタイムは労働時間で金額を按分する。

II. 税務関連新措置

1) 個人税制

（2016 年 12 月セミナー議事録参照）

2) 個人所得税の源泉徴収

（2016 年 12 月セミナー議事録参照）

れる。

3) 駐在員

（2016 年 12 月セミナー議事録参照）

延長措置は 2016 年 7 月 6 日以降にフランスに赴任した駐在員に限り適用される。

4) 企業税制

（2016 年 12 月セミナー議事録参照）

5) 法人税の段階的減税

(2016年12月セミナー議事録参照)

6) 現金・電子マネー払い

2017年1月1日からフランス居住者かつ事業での支払いの最高額が現金で1,000ユーロ、電子マネー(銀行口座を通さない取引)で3,000ユーロと定められた。

7) 40%割増償却

2015年4月15日から2017年4月15日までの期間に製造設備の投資を行った場合、定率減価償却に加えて、設備原価の40%を特別償却できる措置。新措置により、4月15日までに発注した設備投資にも適用されることになった。ただし、発注して10%の前金を支払っていること、発注から2年以内に引き渡すことを条件とする。

8) 競争力・雇用税額控除

(2016年12月セミナー議事録参照)

9) 配当に対する3%税

(2016年12月セミナー議事録参照)

10) 社会保険源泉税 (CSG、CRDS) と外国社会保険加入者

社会保険源泉税の財源としての割当先を変更、社会保険の適用を受けない外国社会保険会社からの源泉税の徴収が正当化された。

Ⅲ. 労働許可に関する新措置

1) 駐在員のビザについて

昨年11月からEUレベルの新しいビザ制度の施行が始まった。「才能パスポート」という名前に統一化、また日本から給与が出る従業員は「ICT (Intra Corporate Transfer)」というビザになった。

2) 申請手続き (提出⇒ビザ⇒滞在許可証) の流れについて

在日フランス大使館へ直接申請、所要期間は約2週間。必要書類については、ほとんど変更ないが、代表者については無犯罪証明書、TVA/法人税の支払い証明書の提出がなくなった。

3) 手続きの現状

2016年11月からスタートしたため、仏当局もまだ手探りの状況。申請窓口が書類受付の経験が少ないため、彼ら自身も必要書類を把握できていないケースがある。案件ごとに申請窓口必要書類とプロセスを確認した上で手続きを進めることが重要。行政側の対応は手探り感が続くが、手続きとしてはビザ取得の必要期間が短縮され簡素化された。滞在許可書の取得については、従来のスピードである。